

平成29年度 下半期
四国中央市簡易水道事業
業務状況説明書

平成29年10月 1日から
平成30年 3月31日まで

四国中央市水道局

目 次

平成 29 年度下半期（平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）の
業務の状況

1	事業の概況	1
2	経理の状況	1
	予算の執行状況	1
	(1)収益的収入及び支出	1
	(2)資本的収入及び支出	1

予算の概要及び事業の経営方針

3	予算の概要及び事業の経営方針	2
---	----------------------	---

1 事業の概況

給水件数 3,615件(平成30年3月31日現在)

年間総給水量 1,077,630 m³

1日平均給水量 2,952 m³

主な建設改良事業(消費税込み)

北地区簡易水道統合整備工事 460,687,000円

関川地区簡易水道避雷設備工事 9,288,000円

中飯武地区配水管布設替工事 7,233,000円

2 経理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

科目	予算額 (A) 円	執行済額 (B) 円	執行率 (B/A) %
営業収益	115,710,000	117,891,930	101.9
うち給水収益	114,000,000	116,523,730	102.2
営業外収益	44,784,000	50,235,818	112.2
特別利益	12,000	0	0.0
収入合計	160,506,000	168,127,748	104.7
営業費用	134,724,376	113,127,813	84.0
営業外費用	11,410,624	10,726,067	94.0
特別損失	157,000	0	0.0
予備費	1,601,000	0	0.0
支出合計	147,893,000	123,853,880	83.7

(2) 資本的収入及び支出

科目	予算額 (A) 円	執行済額 (B) 円	執行率 (B/A) %
補助金	121,216,000	121,216,000	100.0
企業債	274,000,000	274,000,000	100.0
負担金	20,841,000	20,840,069	99.9
工事負担金	13,120,000	12,494,382	95.2
固定資産売却代金	233,000	0	0.0
収入合計	429,410,000	428,550,451	99.8
建設改良費	500,539,000	499,114,020	99.7
企業債償還金	41,681,000	41,680,140	99.9
予備費	1,389,000	0	0.0
支出合計	543,609,000	540,794,160	99.5

3 予算の概要及び事業の経営方針

(総則)

第1条 平成30年度四国中央市簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	3,636 件
(2) 年間総給水量	1,051,000 m ³
(3) 一日平均給水量	2,879 m ³
(4) 主な建設改良事業	
ア 北地区簡易水道整備工事	
イ 北地区簡易水道整備実施設計業務	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	159,700 千円
第1項 営業収益	116,710 千円
第2項 営業外収益	42,978 千円
第3項 特別利益	12 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	160,000 千円
第1項 営業費用	145,883 千円
第2項 営業外費用	12,513 千円
第3項 特別損失	157 千円
第4項 予備費	1,447 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額68,100千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,447千円及び過年度分損益勘定留保資金49,653千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	216,500 千円
第1項 補助金	52,793 千円
第2項 企業債	140,900 千円
第3項 負担金	16,789 千円
第4項 工事負担金	5,899 千円
第5項 固定資産売却代金	119 千円
支 出	
第1款 資本的支出	284,600 千円
第1項 建設改良費	249,783 千円
第2項 企業債償還金	33,579 千円

第3項 予備費

1,238千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北地区簡易水道整備事業	千円 140,900	証書借入又は証券発行。借入時期は、平成30年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利債への借換えをすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 18,399千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,500千円と定める。